

商品先物等における 建玉の取扱い等に関する 事務処理要領

<2023年12月版>

2024年3月18日 適用 Ver.1.2



株式会社 東京商品取引所

『商品先物等における建玉の取扱い等に関する事務処理要領』

変更履歴			
版数	変更日付	ページ	変更内容（概要）
初版 Ver.1.0	2021.8		初版制定
Ver.1.1	2022.3		LNG 追加
Ver.1.2	2023.12		電力先物に係る週間物取引の追加

目次

I. はじめに	3
II. 大口建玉報告の概要.....	3
III. 建玉数量の報告方法.....	5
IV. 建玉数量の制限.....	6
V. 建玉数量の制限の特例措置.....	7
VI. ヘッジ玉の取扱い.....	8
VII. 受渡予定玉の報告.....	11
VIII. その他取扱い.....	12

<別紙> (別紙 2 以降が必要な場合は、問合せ先までご連絡ください)

別紙 1_建玉制限数量 (自己・委託)

別紙 2_軽油の受渡しに係る上限数量

別紙 3_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-参加者)

別紙 4_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-参加者)

別紙 5_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-取次者等-参加者)

別紙 6_建玉数量の制限の特例措置に係る申請書

別紙 7_ヘッジ玉承認申請書

別紙 8_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (取引参加者用)

別紙 9_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (取引参加者用/英語版)

別紙 10_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (特例委託者用)

別紙 11_建玉報告データ CSV ファイル作成規約 (特例委託者用/英語版)

内 容	備 考						
<p>I. はじめに</p> <p>本事務処理要領は、株式会社東京商品取引所（以下「TOCOM」という。）における建玉報告等について、以下に掲げる対象者の事務手続きを取りまとめたものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取引参加者（以下「参加者」という。） 2. 取次者及び外国商品先物取引業者（以下「取次者等」という）のうち建玉数量の制限の特例措置の適用を受けた者（以下「特例委託者」という。） <p>II. 大口建玉報告の概要</p> <p>参加者及び特例委託者は、TOCOM の商品先物等の対象商品の各限月取引において、同一の顧客の委託に基づく売建玉又は買建玉が報告数量以上となっている場合は、取引日ごとにその内容を TOCOM に報告しなければなりません。</p> <p>(1) 報告者及び報告方法</p> <table border="1" data-bbox="329 1262 1000 1409"> <thead> <tr> <th>報告者</th> <th>報告方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者</td> <td>Target</td> </tr> <tr> <td>特例委託者</td> <td>メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 基準日（報告対象となる建玉） 毎営業日（日中立会終了時点の各委託者の建玉数量）</p> <p>(3) 報告対象及び報告基準数量</p> <p>参加者及び特例委託者は、委託者の建玉が以下の報告基準数量を超えた場合に報告が必要です。</p> <p>なお、一部の限月において建玉数量が報告基準数量に該当する場合であっても、それぞれ全限月の建玉数量をご報告下さい。</p>	報告者	報告方法	参加者	Target	特例委託者	メール	<p>建玉数量の制限の特例措置についてはV. 建玉数量の制限の特例措置をご覧ください。</p> <p>売建玉、買建玉のどちらか一方のみが報告基準数量を超えた場合であっても、全限月の売り買い両方の建玉数量の報告が必要です。</p>
報告者	報告方法						
参加者	Target						
特例委託者	メール						

報告者	適用される報告基準
参加者	<ul style="list-style-type: none"> ● 他の参加者からの委託又は特例委託者からの委託の建玉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準（A） ● その他の顧客からの委託の建玉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準（B）
特例委託者	<ul style="list-style-type: none"> ● 参加者からの委託又は他の特例委託者からの委託の建玉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準（A） ● その他の顧客からの委託の建玉 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基準（B）

参加者の自己の建玉は基準（B）と同様の報告基準数量が適用されますが、TOCOMで建玉数量を把握可能なため報告不要です。

✓ 基準（A）他の参加者又は特例委託者からの委託

対象商品	1限月の建玉
ガソリン	1枚以上
灯油	1枚以上
軽油	1枚以上
原油	1枚以上
東エリア・ベースロード電力	1枚以上
東エリア・日中ロード電力	1枚以上
西エリア・ベースロード電力	1枚以上
西エリア・日中ロード電力	1枚以上
東エリア・週間ベースロード電力	1枚以上
東エリア・週間日中ロード電力	1枚以上
西エリア・週間ベースロード電力	1枚以上
西エリア・週間日中ロード電力	1枚以上
LNG	1枚以上
中京ガソリン	1枚以上
中京灯油	1枚以上

※特例委託者の建玉については、当該特例委託者の自己の計算による建玉とその他主体（最終顧客）の計算による建玉を別々にご報告下さい。

✓ 基準（B）その他の顧客からの委託

対象商品	1限月の建玉
ガソリン	50枚を超える場合
灯油	50枚を超える場合

軽油	50枚を超える場合
原油	50枚を超える場合
東エリア・ベースロード電力	1枚以上
東エリア・日中ロード電力	1枚以上
西エリア・ベースロード電力	1枚以上
西エリア・日中ロード電力	1枚以上
東エリア・週間ベースロード電力	1枚以上
東エリア・週間日中ロード電力	1枚以上
西エリア・週間ベースロード電力	1枚以上
西エリア・週間日中ロード電力	1枚以上
LNG	50枚を超える場合
中京ガソリン	50枚を超える場合
中京灯油	50枚を超える場合

Ⅲ. 建玉数量の報告方法

(1) 参加者による報告 (Target)

参加者による大口建玉報告は、原則、Targetにてご報告ください。

- ①参加者はメインメニュー「書類を提出する」タブをクリックする。
- ②当該書類を選択する。
- ③「提出」ボタンをクリックし、必要事項を入力した上で「確認」ボタンをクリックする。
- ④確認・プレビュー画面で入力した内容を確認し、「登録」ボタンをクリックする。
- ⑤完了画面に提出完了の旨の文言が表示されたら、提出完了となる。

(1-1) 報告時限

原則、取引日の翌営業日の13時まで

TOCOMにて、報告状況の確認を行います。以下の場合、TOCOMより連絡させていただくことがあります。

- ①報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ②報告ファイルがファイル作成規約と異なる形式で作成されている場合

Targetへの詳細な提出方法については、「JPXサイト(取引参加者用)マニュアル」をご覧ください。

OSE・TOCOM商品を一括して報告してください。

<p>③その他、TOCOMが必要と認める場合</p> <p>(2) 特例委託者による報告（メール）</p> <p>特例委託者による大口建玉報告は、原則、特例委託者から直接 TOCOM へメールにてご報告ください。</p> <p>①報告ファイルがファイル作成規約と異なる形宛先報告時限</p> <p>「建玉報告データ CSV ファイル作成規約 特例委託者用」に基づき CSV ファイルを作成し、ose_report@jpx.co.jp 宛に送付してください。</p> <p>②報告時限</p> <p>原則、取引日の翌々営業日の 13 時まで</p> <p>(3) OSE に対する建玉報告</p> <p>OSE 商品について建玉報告を行う場合は、参加者、特例委託者ともに、TOCOM 商品の建玉報告と合わせて 1 つの CSV ファイルにして上記のとおり報告ください。</p> <p>IV. 建玉数量の制限</p> <p>参加者の自己の計算による建玉数量及び、一の委託者の建玉数量について、売建玉又は買建玉のそれぞれにつき（電力にあつては売建玉と買建玉の差し引き数量とする）次に掲げる制限を設けます。</p> <p>(1) 参加者の自己の計算による建玉数量の制限基準</p> <p>別紙 1 別表 1 を参照ください。</p> <p>(2) 特例委託者による報告（メール）</p> <p>別紙 1 別表 2 を参照ください。</p> <p>特例委託者以外の委託者のうち、TOCOM が別に定める投資家については、当業者、投資信託等及びマーケットメイカーに適用する建玉数量の制限を適用します。</p> <p>東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当 メールアドレス：ose_report@jpx.co.jp</p>	<p>原油及び LNG については原則として制限を設けません。</p>
--	-------------------------------------

電話：050-3361-1660

なお、参加者は、一の委託者の建玉数量が、TOCOM が定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると TOCOM が認めた場合には、可及的速やかに当該建玉数量以内に縮減させなければなりません。

V. 建玉数量の制限の特例措置

(1) 建玉数量の制限の特例措置の概要

取次者等は、TOCOM への申請により適当と認められたときは、当該取次者等に取引の委託の取次ぎを委託した者の建玉数量に対して上述Ⅳ.(2)委託者の建玉数量の制限基準を適用することができます。

なお、特例委託者は、本事務処理要領Ⅲ. 建玉数量の報告方法に記載のとおり、建玉の報告を行わなければなりません。

(2) 建玉数量の制限の特例措置の申請

特例措置の適用を受けようとする取次者等は、その取引の形態に応じて、別紙 3～5 のいずれかの誓約書を参加者を通じ TOCOM にご提出ください。

申請者の取引の形態	誓約書
特例措置の申請者が直接参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 3_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-参加者)
特例措置の申請者が取次者等を通じて参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 4_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-参加者)
特例措置の申請者が異なる 2 社の取次者等を通じて参加者に委託することにより取引を行う場合	別紙 5_建玉数量の制限の特例措置に係る誓約書(取次者等-取次者等-取次者等-参加者)

参加者は、別紙 6 の申請書に、特例委託者からの誓約書を添付し

TOCOM へ提出してください。

なお、誓約書の記載内容に変更が生じた又は特例措置の適用が不要となった等の場合は、速やかにその旨を TOCOM にご報告ください。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当

メールアドレス： ose_report@jpx.co.jp

電話：050-3361-1660

VI. ヘッジ玉の取扱い

(1) ヘッジ玉の取扱いの概要

下表に掲げるヘッジ玉の利用可能対象者は、現物商品等の取引等によって生じる価格変動リスクを回避又は軽減することを目的として、TOCOM の市場において保有する建玉（以下「ヘッジ玉」という。）について、TOCOM の承認を受けた場合に限り上記Ⅳ. (2) の建玉数量の制限を超えて保有することができます。

(2) ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等

ヘッジ玉の利用可能対象者及び対象とする現物商品等の取引等は以下のとおりとします。

ガソリン、灯油、軽油、中京ガソリン、中京灯油

ヘッジ玉の利用可能対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・当業者 ・その他 TOCOM が適当と認める者
対象とする現物商品等の取引等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一現物商品の保有 ・同一現物商品の売買取引 ・同一現物商品の先渡取引 ・同一現物商品に係るスワップ取引 ・価値の変動が本質的に関連している商品の保有又は売買取引等 ・その他 TOCOM が適当と認める取引等

当業者とは、TOCOM が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいいます。

(3) ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限

ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限は、下表に定める数量を限度と

します。但し、TOCOMが必要と認めたときはこの限りではありません。

対象商品	ヘッジ玉を含めた建玉数量の制限	
	当月限	当月限以外
ガソリン	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度
灯油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度
軽油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度
原油	なし	なし
LNG	なし	なし
東エリア・ベースロード電力	なし	なし
東エリア・日中ロード電力	なし	なし
西エリア・ベースロード電力	なし	なし
西エリア・日中ロード電力	なし	なし
東エリア・週間ベースロード電力	なし	なし
東エリア・週間日中ロード電力	なし	なし
西エリア・週間ベースロード電力	なし	なし

ヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消したときは、速やかにヘッジ玉を縮減しなければなりません。

西エリ ア・週間 日中ロー ド電力	なし	なし	
中京ガソ リン	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度	
中京灯油	建玉の制限数量を限度	建玉の制限数量の2倍を限度	

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉が既存限月の繰越によって表の建玉数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、可及的速やかに処分しなければなりません。

(4) ヘッジ玉の申請等

別紙 7 のヘッジ玉承認申請書に現物商品の在庫証明または売買契約書等の写しを添付して Target 又はメールにて TOCOM にご提出ください。

なお、ヘッジ玉の承認を受けた者は、ヘッジ玉承認申請書に記載のあるヘッジ期限より前にヘッジ玉の対象とする現物商品等の取引等を履行又は解消した場合は、速やかにヘッジ玉を縮減のうえ、TOCOM にご連絡ください。

東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当
メールアドレス： ose_report@jpx.co.jp
電話： 050-3361-1660

(5) ヘッジ玉の受渡し

ヘッジ玉の承認を受けた者は、当該ヘッジ玉について受渡しを行うことができます。ただし、ガソリン、灯油、中京ガソリン及び中京灯油は建玉数量の制限を超える受渡しを行うことはできません。軽油について、別紙 2 に定める数量の制限を超える受渡しを行うことはできません。また、TOCOM は、市場の状況等を勘案し必要と認めるときは、当該ヘッジ玉の受渡しの全部又は一部を制限することがあります。

(6) ヘッジ玉の申請に係る調査及び資料の提出要求

TOCOM は、必要と認めるときは、ヘッジ玉の申請を行った参加者に対して、当該ヘッジ玉の申請内容について説明を求めること、及び当該ヘッジ玉に係る書類その他資料の提出を求めることがあ

郵送での提出はご相談ください。

ります。

VII. 受渡予定玉の報告

(1) 受渡予定玉の報告対象等

TOCOM は、受渡予定玉の報告対象となる商品先物取引、報告基準日及び報告時限について、毎月 Target に通知を行います。参加者は、通知に記載された対象取引について、通知に記載された報告タイミングで報告を行わなければなりません。

なお、建玉がなし (0) であっても、報告は必要です。

(2) 受渡予定玉の報告方法 (TOCOM-CUBE による報告)

トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉メニュー」から「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面にて予定玉の報告が可能です。

- ① トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
- ② 検索条件を入力し、「検索する」を押下します。
- ③ 新規の場合は「追加」を押下し、既に登録済みの場合は・更新を行いたいレコードを選択します。
- ④ 建玉/予定玉/受渡玉検索画面にて「予定玉登録」を選択し、必要事項を入力します。入力是个別方式と CSV 方式があります。

(3) 報告状況の確認方法 (TOCOM-CUBE)

- ① トップメニュー画面で各商品の+「建玉/予定玉/受渡玉」を選択すると、「建玉/予定玉/受渡玉検索」画面に遷移します。
- ② 検索条件を入力し、「検索する」を押下します。

TOCOM にて、TOCOM-CUBE を通じて報告状況の確認を行います。以下の場合、TOCOM より連絡させていただくことがあります。

- ① 報告時限までに報告ファイルの提出がない場合
- ② TOCOM が定める様式と異なる形式で作成されている場合
- ③ その他、TOCOM が必要と認める場合

報告対象商品において、当月限に建玉が生じることがなく、かつ受渡しを取扱わない場合は、申請により予定玉報告を免除することが可能です。

TOCOM-CUBE への詳細なアップロード方法、報告状況の確認については、「TOCOM-CUBE 操作マニュアル」をご覧ください。

<p>Ⅷ. その他取扱い</p> <p>(1) 建玉報告の名寄せ TOCOM は、委託者の計算において、次に掲げる建玉は、同一人が行ったものとみなし、同一人の建玉として取扱います。 イ. 別口座、仮名等によって行われた建玉 ロ. 直接又は間接に支配する者によって行われた建玉 ハ. 2人以上の明示又は暗黙の了解のもとで行われた建玉</p> <p>(2) 顧客（名寄せ後）の建玉数量が超過していた場合 TOCOM は、委託者の建玉数量が建玉の制限数量を超え若しくは超えていると認めた場合、参加者にその旨を通知します。参加者は当該限度を超える建玉を当該顧客の計算において転売又は買戻しにより処分するものとします。</p> <p>(3) 既存限月の繰越によって建玉数量を超えた場合 参加者は、委託者の建玉数量が既存限月の繰越しによって建玉数量の制限数量を超えることとなった場合、当該超過玉について、当月限にあつては第3営業日の日中立会終了時までには処分しなければなりません。この場合において、当該委託者は、当該建玉数量以内に縮減するまで全限月について新規の建玉をすることができません。</p> <p>(4) TOCOM-CUBE を通じた受渡予定玉の報告ができない場合 参加者は、TOCOM-CUBE の障害等により、TOCOM-CUBE を通じた受渡予定玉の報告ができない場合は、報告用の CSV ファイルを以下のメールアドレス宛に送付のうえ電話連絡してください。</p> <p>東京商品取引所 総合業務室 市場管理担当 メール：m.market@jpx.co.jp 電話：050-3361-1660 件名：受渡予定玉報告</p> <p>(5) 「TOCOM-CUBE 操作マニュアル（取引参加者用）—大口建玉・カテゴリ別報告・受渡予定玉報告業務用—」の取扱いについて 大口建玉・カテゴリ別報告の報告方法等の変更により受渡予定玉</p>	<p>顧客が特例委託者である場合、参加者を通じて、又は直接、顧客にその旨を通知する場合があります。</p> <p>メールの件名は報告ファイル名と同じです。</p>
--	---

報告業務を除き削除します。

以 上

別表 1 取引参加者の自己の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第 1 営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	対象者	第 1 限月	第 2 限月	その他限月
ガソリン	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）以外	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚
	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）	2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚
灯油	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）以外	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚
	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）	2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚
軽油	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）以外	500 枚	1,000 枚	各 3,000 枚
	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）	2,000 枚	3,000 枚	各 5,000 枚
中京ガソリン	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）以外	600 枚	1,200 枚	各 6,000 枚
	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）	1,500 枚	3,000 枚	各 6,000 枚
中京灯油	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）以外	600 枚	1,200 枚	各 6,000 枚
	当業者（注 1）、マーケットメイカー（注 2）	1,500 枚	3,000 枚	各 6,000 枚

売建玉と買建玉との差引き数量につき、次に掲げる制限を設ける。

取引対象商品	各限月
東エリア・ベースロード電力	10,000 枚
東エリア・日中ロード電力	14,000 枚
西エリア・ベースロード電力	10,000 枚
西エリア・日中ロード電力	14,000 枚
東エリア・週間ベースロード電力	10,000 枚
東エリア・週間日中ロード電力	14,000 枚
西エリア・週間ベースロード電力	10,000 枚

西エリア・週間日中ロード電力	14,000 枚
----------------	----------

- (注) 1 当業者とは、取引所が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいう。
- 2 マーケットメイカーについては、取引所が認めたものに限る。

別表2 委託者の建玉数量の制限に関する表

売建玉又は買建玉のそれぞれにつき、毎月第1営業日の時点で該当する限月の建玉数量の制限を当該月の最終営業日まで適用する。

取引対象商品	対象者	第1限月	第2限月	その他限月
ガソリン	一般委託者等（注1）	250枚	500枚	各1,500枚
	当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	2,000枚	3,000枚	各5,000枚
灯油	一般委託者等（注1）	250枚	500枚	各1,500枚
	当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	2,000枚	3,000枚	各5,000枚
軽油	一般委託者等（注1）	250枚	500枚	各1,500枚
	当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	2,000枚	3,000枚	各5,000枚
中京ガソリン	一般委託者等（注1）	300枚	600枚	各3,600枚
	当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	1,500枚	3,000枚	各6,000枚
中京灯油	一般委託者等（注1）	300枚	600枚	各3,600枚
	当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	1,500枚	3,000枚	各6,000枚

売建玉と買建玉との差引き数量につき、次に掲げる制限を設ける。

取引対象商品	対象者	各限月
東エリア・ベースロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	5,000枚
東エリア・日中ロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	7,000枚
西エリア・ベースロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	5,000枚
西エリア・日中ロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	7,000枚
東エリア・週間ベースロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	5,000枚
東エリア・週間日中ロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	7,000枚
西エリア・週間ベースロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	5,000枚
西エリア・週間日中ロード電力	一般委託者等（注1）、当業者（注2）、投資信託等（注3）、マーケットメイカー（注4）	7,000枚

- (注) 1 一般委託者等とは、特定委託者、当業者、投資信託等及びマーケットメイカー以外の者をいう。
- 2 当業者とは、取引所が定める商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行う者をいう。
- 3 投資信託等とは、次に掲げるもの（（１）から（４）については、投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成１２年政令第４８０号）第３条第９号に規定する商品又は同第１０号に規定する商品投資取引に係る権利を特定資産とするものに限る。）をいう。
- （１） 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和２６年法律第１９８号。以下「投信法」という。）第２条第３項に規定する投資信託
 - （２） 投信法第２条第１２項に規定する投資法人
 - （３） 投信法第２条第２４項に規定する外国投資信託
 - （４） 投信法第２条第２５項に規定する外国投資法人
 - （５） 次に掲げる取引について商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成３年法律第６６号）第２条第１項に規定する商品投資による運用を行う者
 - a 同法第２条第５項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
 - b 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
 - （６） 信託法（平成１８年法律第１０８号）第１８５条に規定する受益証券発行信託に組み入れる証券の裏付けとなる商品先物取引を当該証券の発行者の相手方となつて行う者
 - （７） （１）から（６）に準じたものとして取引所が認めたもの。
- 4 マーケットメイカーについては、取引所が認めたものに限る。